

令和3年度
山口県福祉サービス運営適正化委員会事業報告書（概要）
〔本会議・運営監視部会〕

1 山口県福祉サービス運営適正化委員会等の開催状況

(1) 福祉サービス運営適正化委員会本会議（開催回数：1回）

開催日	出席 委員数	議 題
6月30日	16人	① 令和2年度事業報告について ② 令和3年度事業計画について

(2) 運営監視部会

（開催回数：4回 うち1回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催）

地域福祉権利擁護事業の実施主体である県社会福祉協議会が行う事業の透明性、公正性を担保し、事業の適正な運営を確保するため、定期的に業務実施状況・事業運営推進計画等について報告を受け、事業全般の監視を行った。

開催日 (開催回数)	出席 委員数	議 題
6月30日 (第89回)	9人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第244回～第246回）及び事務局審査会の審査結果について ③ 令和3年度地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）実施状況調査の結果について
9月6日 (第90回) ※書面開催	—	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第247回～第249回）及び事務局審査会の審査結果について ③ 令和3年度現物調査（県社協）の進捗状況について ④ 令和3年度現地調査（委員会）の実施について
12月17日 (第91回)	6人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第250回～第252回）及び事務局審査会の審査結果について ③ 令和3年度現物調査（県社協）の実施状況について ④ 令和3年度現地調査の実施状況について（調査結果）
3月17日 (第92回)	6人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会（第253回～第255回）及び事務局審査会の審査結果について ③ 令和4年度山口県地域福祉権利擁護事業事業計画（案）

		について ④ 令和4年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業計画（案）について
--	--	---

2 調査実施状況

社協名	実施日	担当委員	実利用者数 R3.9.30現在
和木町社会福祉協議会	令和3年10月19日(火)	古川英希	0人
下関市社会福祉協議会	令和3年10月22日(金)	草平武志	165人
萩市社会福祉協議会	令和3年10月25日(月)	古川英希	109人
平生町社会福祉協議会	令和3年10月29日(金)	高橋俊文	4人
阿武町社会福祉協議会	令和3年11月4日(木)	佐伯映子	9人
田布施町社会福祉協議会	令和3年11月17日(水)	宮川芳恵	14人
上関町社会福祉協議会	令和3年11月22日(月)	池田朝子	10人
長門市社会福祉協議会	令和3年12月1日(水)	大窪正行	39人
山陽小野田市社会福祉協議会	令和3年12月7日(火)	辻中浩司	49人
宇部市社会福祉協議会	令和3年12月8日(水)	板村憲作	152人

◇ 現地調査結果

(1) 地域福祉権利擁護実施体制について

この度調査を行った社協について、9月30日現在の定点調査で、地域福祉権利擁護事業の利用者が一番多かったのは、下関市社協で165人、一番少ないのは、和木町で0人であった。

(2) 日常的金銭管理サービス

- ア 全ての社協の本部・本所において、払出前の複数職員でのチェックが行われていたが、一部の支部・支所では、実施できていないところもあった。
- イ 支援後の第三者による金銭管理授受簿等の確認については、7社協ではその都度実施しており、3社協においては一定期間まとめて確認をしていた。
- ウ 利用者のいる各社協において、年1回以上内部での検査を実施しており、毎日確認を行っているところもあった。

(3) 書類等預かりサービスについて

- ア 一部の社協では金庫開錠の決裁や検査が実施されていないところがあった。
- イ 5社協において、契約終了後も返却できない物件を保管していた。

(4) 契約ケースの援助状況について

ア 各社協において、概ね適正に実施されていたが、支援記録が十分ではないものもあった。

イ 関係者との連携により利用者の生活全般を支援していたり、コロナ禍での施設入所の契約者に対してのオンライン面会時には、イラストを画面に表示して理解を得やすくするなど工夫をされているところもあった。

(5) 成年後見制度への移行について

社協にて成年後見制度への移行が必要と判断される案件はそれぞれあるが、申立人の不在や後見報酬の問題、首長申立てについて緊急性がないとされて移行が進まないという課題もあった。一方で、行政の「権利擁護センター」や「成年後見センター」と連携して進めているところもあった。

(6) 専門員の業務等について

ア 専門員の対応の限界を超える契約件数となっており、初回相談からガイドランを取るまでに数か月かかっていると回答する社協もあった。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設などで面会が禁止されている方について、オンラインでの面会が可能などところがある一方で、3か月間一度も社協職員が面会できていない契約者もいた。

ウ 専門員の業務負担の一つとして、解約時における親族からの物件の受け取り拒否など返還先の調整に関するものもあった。

(7) その他

ア 預かり物件の返還について

- ・保管物件返還未定者については、「親族が拒否」「親族がいない」などがある。
- ・弁護士に依頼をして返還につながった。
- ・事前の返還先については、本人の「物とられ妄想」もあって記載できないケースもあり、内々には決めているケースもあった。

イ スマホ決済により、支援計画以上の払出が本人により可能となり、社協として支出が把握できない問題が生じている。

ウ 弁護士等の専門家と顧問契約をしているところは3社協。契約はしていないが相談できる専門家がいると回答されたところもあった。

エ 「権利擁護」という言葉について、成年後見制度の関連で用いられることが多くなっており、関係者への説明等の問題も生じているため、事業名称（地域福祉権利擁護事業）の変更について検討していただきたい。

オ 生活支援員の確保が課題である。